企業環境研究年報
No.1, July 1996

規制緩和・独禁法ガイドライン・公正競争について

── 競争政策と中小流通業 ──

青木　俊昭
（東京情報大学）

はじめに

今日，消費者利益の保護や中小流通業者に与える大企業の経済的支配力の影響，さらには国民生活の向上とゆとりのある社会をいかに築いていくのかといった21世紀にむけて解決を迫られているいくつかの問題がある。たとえば，流通の分野では，大店法の「規制緩和」と流通系列化の問題や物流の分野での過度なジャスト・イン・タイム運行等がそれである。

この点に関しては，労働省の私的な諮問機関「労働力供給構造の変化に対応した雇用政策のあり方に関する研究会」（座長：小野旭一橋大学教授）が1991年１月に提出した「『労働力尊重の時代』への提言」の中でも，（１）企業中心の社会から国民生活中心の社会への転換を図ること（それには，労働時間の短縮，過度なジャスト・イン・タイムサービスを見直すことが必要），（２）個別的労務管理の推進により，人手不足→長時間労働という悪循環を断ち切るために時短を実施すること，（３）機械化，自動化等の推進により，労働力の節約を図ること，等がすでに指摘されていた。とりわけ，陸運業に関しては，「物流システムの効率化」，「長時間労働の解消」，「福利厚生施設の充実」等の重要性を指摘していたのである。

そこで以下では，大店法「規制緩和」問題と独禁法ガイドラインの公表をめぐる流通業界の今後のあり方と多頻度小口配送＝ジャスト・イン・タイムシステム等の問題点，さらに公正取引委員会の組織・権限の在り方について，今日までの独禁法の成立経過をふまえながらみていくことにしたい。

Ⅰ　中小流通業の構造変化と大店法「規制緩和」

1960年代の「高度成長」期における大量生産・大量消費を大企業本位に支える「流通近代化」政策をみても明らかなように，わが国の流通政策の特徴は，スーパー，ディスカウントストア，チェーンストア等の展開を促進することにその主眼がおかれてきた。

中小小売業者の保護を目的として，56年から73年の「第二次百貨店法」により，その新設および増設は原則的に禁止されてはいたが，その間にこれら業態の展開はむしろ促進させる政策がとられた。

70年代には，スーパーがますます大規模化し，中小小売業者を圧迫しはじめた。そこで，「百貨店法」に代えて「大規模小売店舗法」が制定され，従来の許可制から届出制に基づく調整へと変えられた。しかし，石油ショックと「変動相場制」への移行，「減量経営」等による経済の「低成長」が続くなかで，82年には中小小売業者による大型店の出店に反対する運動が展開された結果，「大店法」の規制が強化された。

ところで，82年から85年までの間に，わが国の小売商店数はおよそ172万店から162万9000店へと店舗数が約９万店ほど減少した。とくに，食料品小売業者の減少が大きく，その原因は，大型スーパーや大手流通資本系のコンビニエンスストアの進出の影響によるものとみられてい

る。つまり，「大店法」の規制が強化された時期に，これらの中小小売業者ともっとも競合する新たな形態の店舗が急速に増加したからである。しかも，もう一つの重要な原因は，後継者難による廃業の増大である。いずれの原因も，「大店法」の規制強化下で進行したことに注目しなければならない。一方で，「中小企業の近代化」や「保護・育成」の必要性を掲げながらも，他方では，大手流通資本の成長にとって好都合な「流通の近代化」政策が推進された結果として，中小小売業者の停滞もしくは衰退・淘汰がもたらされたといってよいであろう。

ところが，89年9月からの日米構造協議の場で最大の焦点とされたのは，大型店の出店の規制緩和や独禁法の運用強化，さらには「大店法」廃止等々であった。

このようにみると，日米構造協議を契機にして，我が国の流通政策が大きく転換されようとしているといっても過言ではない。「大規模小売店舗法」の規制緩和がその良い例である。そして，これと同じ目的で，流通部門に対する独占禁止法の適用の見直し＝「強化」が進められつつある。

2　独禁法「ガイドライン」と流通の規制緩和

独禁法は，「私的独占，不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し，事業支配力の過度の集中を防止して，結合，協定等の方法による生産，販売，価格，技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除すること」により，「公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を発揮させ，事業活動を盛んにし，雇用及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的と定めている。

さて，今回改めて独禁法が問題とされたのは，日米構造協議の場でアメリカ側がその強化の必要性を強調したからである。

公正取引委員会は，90年6月に「流通・取引慣行等と競争に関する検討委員会」（東大名誉教授館竜一郎会長）が提出した報告書の中で，流通・取引慣行に関する競争政策の基本的考え方を次のように指摘した。すなわち，（1）国民生活の充実と消費者利益志向の政策，（2）国際的地位の高まりと自由市場経済体制の一層の推進，（3）経済活動のグローバル化と流通・取引慣行等の普遍性・合理性，の三点である。ここで注目されるのは，経済の「グローバル化」を日本型流通システムと関連づけ，その普遍性と合理性を追求するという新たな視点を打ち出したことである。すなわち，報告書は「各国における制度・慣行は各々の独自性をもちながらも，同時に世界市場で通用する普遍性や合理性が必要」との立場を明確にしたのである。

91年7月，公正取引委員会は報告書にいう流通・取引慣行に関する競争政策の基本的考え方を踏まえ，日米構造協議フォローアップ会合に間に合わせる形で検討を続けてきた「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針〔独禁法ガイドライン〕」（詳細は『公正取引』No.490/1991年8月号参照）を公表した。これは，同年1月に発表された「原案」（『公正取引』No.484/1991年2月号参照）を若干補足したものである。そこでは，最大の焦点である排他的取引の問題については「原案」の基本的な考え方そのものを踏まえつつも，特徴として，不当な相互取引などについては，系列企業をも含めた厳格な運用を打ち出している。また，「共同ボイコット」については，従来の「不公正な取引方法」としていたものを新たに「不当な取引制限」として独禁法「三条」違反と位置づけ，課徴金や刑事罰あるいはその両方を厳しく課すことになるとしている。さらに，「優越的な地位の濫用行為」の一つとして，取引上優越した地位にある小売業者による納入業者に対する多頻度小口配送の要請に関して不当な費用負担を課した場合，違法となるケースが生じることなども指摘している。この多頻度小口配送の問題は，「事

前相談制度」と並んで今回のガイドラインに新たに追加された項目の一つである。

多頻度小口配送をめぐっては，物流業における長時間労働や労働力不足の問題，さらに物流コストが食料品等の価格に転嫁され，販売価格を上昇させ消費者利益に反するというなどの問題も生じている。

また，スーパーやデパートなど大手流通資本を中心に，ジャスト・イン・タイム・システムの導入が盛んに行われ，「売れた商品を，売れた時に，売れただけ供給する」物流システムが構築された。スーパーでは多品種化が急速に進み，在庫コストが増大したため，その圧縮が必要になった。コンビニエンスストアなどではＰＯＳシステムの導入により，「売れた商品を即座に把握し，管理すること」が可能となり，これが多頻度小口配送に結びついた。デパートでも同様に「マーケティング戦略」の一環として売上高の向上と在庫削減とを目的にジャスト・イン・タイムでの納入システムが導入された。すなわち，発荷主であるメーカーや問屋に代わってトラック運送業者が，デパートやスーパーさらには量販店等に商品を納入する「納品代行システム」が採用されるようになったことも，こうした動きを加速させた。このように，重大な問題として注目されている多頻度小口配送は，もともと大手流通業の物流戦略の手段として利用されてきたものである。だが，大手流通業にとってのメリットは，納入業者や運送業者の犠牲のうえに成り立っているという側面が強い。こうした背景の下に今回ガイドラインが「不当な優越的地位の濫用行為」の一つとして「多頻度小口配送の要請」に係わる項目を取り入れたことは，一定評価されてよい。

さて，89年の日米構造問題協議では，周知のとおり，アメリカは日本の流通システムに対して多方面から外国製品・企業の参入障壁の「改善」を提示した。そのひとつが「流通系列化」の問題である。これは，メーカーが「株式保有」，「役員派遣」，「契約」等により独立の販売業者を自社の支配下におき，当該商品の流通経路の計画的，人為的創出を図るという流通構造の支配であり，市場支配力をもつ企業や取引上の優越的地位にある大企業の力の行使によってはじめて可能となる。そして，その手段には，専売店制，テリトリー制，一店一帳合制などがあり，系列化を維持・強化するために店会制，リベート制を中心とする差別的取扱が利用される。だが，日本型「商取引慣行」としてのリベート制やディーラーヘルプなどは，本来は，社会的伝統や歴史的に特有のものではなく，大手メーカーの流通支配の一手段として以前にアメリカ等から学んだものである。

日本市場では，自動車，家電，鉄鋼，医薬品等々の大手企業が支配する分野で「流通系列化」が極端に浸透しており，下請的協力企業との間に長期的で緊密な継続的取引関係を保持している。また，価格支配も「流通系列化」をつうじて様々な形で展開している。製造企業による「メーカー希望小売価格」は，大手メーカーによる管理価格の一種としてよく知られているが，欧米では「建値」制や「希望小売価格」制などは流通段階での価格拘束として不公正な競争手段とみなされる。

前記のガイドラインでは，メーカーと流通業者間で，メーカー側が示した価格で販売することについて合意が存在する場合には，再販売価格が拘束されているものと判断すると指摘していた。それは，「文書または口頭による契約で定められている」もののほか，「メーカーの示した価格で販売することを取引の条件として提示し，その条件を受諾した流通業者と取引する」場合も当然ふくまれるとしている。

だが，家電業界からは独禁法の「再販売価格の拘束」に関する部分に抵触するような行為はほとんどなく，「ガイドラインに指摘されている改善の方向は，すでに全般的にほぼクリアされている」との見解が公式にだされた。もちろん，現状の価格の主導権はメーカー側が握っており，メーカー主導の価格政策に縛られて小売

業者は自由な価格設定ができないようにされている。すなわち，これまでも本来の公正な価格競争は巧妙にも回避されてきたのであって，消費者はその「高いツケ」をつねに負担させられてきた。家電製品の「内外価格差」が容易に縮まらないのは，このためである。さらに，ガイドラインどおりに独禁法が厳格に適用されれば，小売り側が自主的な価格設定＝値付けを強いられ，メーカーの価格指導に依存してきた家電量販店などは，「商売がやりづらくなる」ことになる。

このように，従来の「商取引慣行」は，歴史的に形成されてきた。したがって，小売業者にとってはガイドラインが「厳しい注文」と映るわけである。とはいえ，「小売業者による優越的地位の濫用行為」で指摘された押し付け販売，協賛金（この他にも返品制や従業員派遣制等がある）については，日本チェーンストア協会や百貨店業界が「ガイドラインの内容は妥当。特に問題はない」，「今後も自主基準の順守を徹底させたい」，「ガイドラインは自主規制に沿っている」と述べ，むしろ評価していたように，これらの業界にとっては従来と何ら変わらぬ内容となっていることに注目しておく必要がある。また，返品制の問題でも，ガイドラインは小売業界の「自主規制」にそった内容であり，卸業界やメーカー等の納入業者の側からその実効性には疑問が投げかけられたのである。

この点に関しては，量販店型ディスカウント業者の一時的な急増により，これまでの大手メーカーや大手流通資本主導型の「価格管理体制」にゆさぶりをかけることも期待されていたが，現状では消費者にとって購買時点で価格の目安となった「標準価格」という指標がむしろ不明確となったり，価格を自主的に設定することに不慣れである零細小売店にとってもその影響が大きいものとみなければならない。

3　公正な競争政策と規制緩和

もとより法の厳格な運用が，大企業に対してなされなければならないのは，何よりもその犠牲となる中小業者がつねに存在するからであり，独禁法はそのためにこそ実効性を発揮するのでなくてはならないであろう。

また，独禁政策としては以上に見た流通系列化を規制することは，競争秩序を維持するために必要であり，一定の寡占市場における大手企業の支配力の行使自体をその対象としなければならない。とはいえ，従来の独禁法はこうした大企業の力の行使自体を規制することには無力であり，したがって，流通系列化そのものを規制できず，その手段としての個々の行為が競争阻害的である場合にしか規制できないという弱点をもっていることも同時に理解しておく必要があろう。

「企業中心社会」から「国民生活重視型社会」への移行が提唱される今日，その意図や内容はどうであれ，現実は「ゆとりある豊かな社会」とはほど遠いということも事実である。企業の「社会的責任」をめぐる問題は，以上に尽きるものではない。

たとえば，企業の「社会的責任」とはなにかを考えるとき，人間生活の24時間すべてを経済活動に費やす「国際化」の動きの中で，企業戦士の戦死＝「過労死」という言葉が国際的な用語として定着しつつあること，海外進出した日本企業の行動が現地の法・慣習を無視し，「休日営業」を実行していること，「国際競争力」偏重で労働時間の短縮や低賃金構造の打破ということがなかなか実現されないこと，さらには，企業と官庁間の「行政指導」という名の持たれ合いの構造等々，外国からは「異質」としかみえない多くの問題を内包しているといえよう。

もちろん，以前の証券・金融スキャンダルや最近の住専（住宅金融専門会社）問題にみられる産業界と行政官庁との「癒着の構造」は，それ自体なにもいまに始まったものではない。過去の歴史を振り返ればすでに，ロッキード事件やリクルート事件そして，証券・金融をめぐる一連のスキャンダル事件や住専問題の最大の原

因ともいえる「地上げ」など，大手企業や金融機関の社会的責任の欠如ともいうべき事態が横行している。企業の倫理を正し，公正な社会を築くには，こうした一連の事件に国民の監視の眼が集中している今こそが，その絶好のチャンスであるといえよう。もちろん，企業の「社会的責任」は企業みずからの「自浄能力」によるのでは限界がある。それは，これまでの事件がそのことをはっきりと証明しているからである。

ところで，90年代には，さらに経営環境が厳しさを増した。政府の規制緩和推進計画では，今後も競争政策を積極的に展開するとしている。その中心の一つに，再販売価格維持制度(再販制)の見直しがある。この制度は，本来，自由な価格競争を妨げることを禁じた独占禁止法上の例外規定として，メーカーが小売店に対して販売価格を指示することを認めている。いわゆる再販制は，過度の価格競争によって，資本力のある企業が市場支配を強めないよう，一定の規制を加えるものである。著作物である書籍・新聞や一部の化粧品，医薬品などにその適用が認められている。文化や民主主義の発展にとって，書籍・新聞の再販制は，国民の知る権利，全国的な知識・情報の平等な共有に欠かせない存在である。しかし，今回の計画では，指定商品の範囲の縮小がうたわれ，98年中にも全商品の指定取り消しが実施されようとしている。著作物については，範囲の限定・明確化が盛り込まれた。もし，再販制が撤廃されれば，競争力の弱い小売店が淘汰され，価格の安定が崩れるなど，国民の文化や知る権利などに大きな影響を及ぼす危険性がある。

また，今回の推進計画では，持株会社の解禁が容認されようとしている。戦後の独禁法は，戦前の財閥支配の弊害という教訓から，金融機関が一般企業の株式を保有することを原則として禁止している。三井・三菱・住友などに代表される企業集団は，グループ企業の株式を相互に持ち合い，集団外からの参加を拒んできたといわれている。したがって，外国の投資家からは株主の利益という点で持株会社規制に対して批判が起こった。優良企業の買収などに不都合だからである。これを理由に独禁法による規制を緩和しようというのが経団連などの目論見である。仮に，規制緩和によって自社株の保有が認められれば，企業が自己に有利な配当政策を採用したり，株を買い占めたりすることで自社中心に利益確保を図り，必ずしも株主を優遇することにはならなくなるであろう。

独占禁止法の「適用除外」は，従来，中小企業などが共同で行動する際に，その適用を考慮し，カルテル行為とはみなさないとしてきたものである。しかしながら，規制緩和推進計画では，独禁法の適用除外に関わるカルテルに関して，98年度末までに原則廃止の方向で，その見直しを打ち出している。大企業の場合と異なり，資本力の弱い中小零細企業の営業を保護するという観点からみると，その短絡的な廃止は問題であるといわざるを得ない。

ここでは，規制緩和の考え方がどのような問題点を内包しているのか，それが国民生活にどのような影響を及ぼそうとしているのか，という点に的を絞り検討してきた。総じて，今日規制緩和が必要だとされている規制の中身の大半は，従来の規制下で当の業界とその所轄官庁・官僚との双方が互いの利害を調整し，それぞれにとって都合のよい規制措置を採ってきた結果として生じた問題であることが多いといえる。だからこそ，「規制緩和推進五カ年計画」の取り組み状況をまとめた95年9月の「中間報告」でも，実際には規制緩和が困難であるとする数が480項目にも上るわけである。

現在までに緩和措置が実施されたものを見ても，それらが必ずしも国民生活の向上に役立つといえるのかどうか，疑問が残るものが少なくない。消費者の生活にとって高い税金はいうに及ばず，鉄道運賃・電気代・水道代・電話代・郵便料金・高速道路料金のような公共料金が高過ぎることも「豊かな国民生活」を実現する上で大きな障害であり，住宅政策などとともに国

民本位に是正されるべき問題である。規制緩和論者は，「消費者利益」なるものを前面に据え，規制緩和の実施によって国民生活を改善できるかのように主張してきている。しかしながら，今日，「生活大国五カ年計画」(91年策定)の目標年次を目前にして，果たして国民の暮らしが豊かさを実感できる状態に変わっているのかといえば，その評価を国民生活全体というレベルで見るならば，事態は決して改善しているとはいえない。今後どれほどまでに規制緩和が進められるにせよ，その前途には問題が依然として多く残されたままである。

おわりに

最後に，公正取引委員会の組織・権限のあり方について若干触れておこう。独禁法の番人といわれている公正取引委員会はアメリカの連邦取引委員会（Federal Trade Commission）と対比されることが多い。以下では両者の制度上の相違や成立の過程などを比較しながらみていくことにしたい。

わが国の独占禁止法は1947年７月に施行された。そして，その運用機関として公正取引委員会が設置された。公正取引委員会は，アメリカの行政委員会の一組織である連邦取引委員会に当たる機関である。しかし，アメリカの場合にはカルテルや私的独占，悪質な不公正競争などの主要な独禁法違反事件の管轄が「司法省反トラスト部」にあるのに対して，ＦＴＣは不公正競争方法の違反事件に関する審判・審決のほか，独禁法違反についてのガイドラインの公表，調査研究，公正取引慣行規則の制定・指導などが主要な業務である。

これに対して日本の公正取引委員会は，すべての独禁法違反事件の審査，審判・審決を担当するとともに，独禁法による認可，諸届出の受理，調査，指導等にわたる広範な権限を一手に掌握していた。すなわち，司法省反トラスト部と連邦取引委員会の両者の業務を同時に遂行する機関として設けられたのである。とはいえ，公正取引委員会がその権限の独立性と広範さにもかかわらず，政府や官僚機構の中で確固とした地位を占めるに至らなかったため，時の政治権力の圧力に押し流されやすいという弱点を持つ機関となった。また，アメリカ占領下において，発足の当初からＧＨＱ（連合国総司令部）反トラスト・カルテル課に政策実施の実権を握られ，その指示・指導なしには何もできなかった。その後，ドッジ・ラインの実施と経済復興とともに次第に占領政策も転換され，1951年頃から事件処理に自主性を発揮しはじめた（御園生等著『日本の独占禁止政策と産業組織』河出書房新社，1987年を参照)。だが，それとともに，財界からの巻き返し，圧力等も激しくなり，独禁政策自体は53年の「法改正」以降，当初の「厳格な運用という方針」から次第に方向転換し，その「弾力的運用という方針」へと後退していった。そして，高度成長期には，さらに，財界による独占禁止政策の再修正の動きが活発になり，独占禁止法を「独占規制監視法」に改めること，カルテルを原則として自由化し，「公共の利益」に反する場合にのみ取り締まりの対象とすること等の意見・要望が提出された。こうして「独占禁止政策の停滞期」をむかえるにいたる。この間，「行政指導」という実質的競争制限行為が公正取引委員会によって黙認されたり，独禁法違反に対して「逃れて恥じない」企業体質を公正取引委員会自身が手助けの形で築き上げた。その要因の一つは，公正取引委員会の産業界に甘い「法の弾力的運用」の方針と独禁法の「適用除外法＝バイパス法」制定の容認であった（御園生，前掲書)。

ところで，アメリカ側の指摘をまつまでもなく，人員や予算の増加に限らず，公正取引委員会の組織・機能の強化を図る必要があろう。すなわち，従来の調査・研究機能の一層の強化とともに，「検察」的機能を強化し，違反行為の摘発能力を高める必要がある。現状では，若干の変更が加えられたとはいえ，まだ，公正取引委員会の機能を十分に発揮する体制となってい

ないといえよう。先に触れたように，アメリカには日本の「独禁法」の手本となった「反トラスト法」の番人役としてのＦＴＣ（連邦取引委員会）がある。ＦＴＣの権限は非常に強く，その構成員は日本のように通産省や大蔵省の官僚から任命されるということはない。また，大企業のペナルティーを事前に調整するための「行政指導」という官僚の介入などもない。この事に関して，朝日新聞の社説が「公取委員の縄張り人事を排せ」と題して，つぎのような興味深い苦言を呈している。「証券業界の損失補てん事件に絡んで，公正取引委員会がなんら具体的な行動を起こさないことに疑念を抱いている国民は少なくない。……公取委の委員長・委員は『法律又は経済に関する学識経験のある者』の中から内閣総理大臣が，両議院の同意を得て任命することになっている（独禁法29条）。しかし，現実にはかなり以前から事実上大蔵省・通産省などが一種の株を持つ形となり，各省人事の一環として各省ＯＢの『天下り先』となっている。現在の五人の委員の構成は，委員長が大蔵省，委員が大蔵，通産，法務各省と公取委事務局の出身だ。さらに，事務局の主要ポストも大蔵省からの出向者が占めている。……これまでの歴史を振り返ると，三木内閣当時に独禁法の強化が行われた一時期を除けば，ほぼ一貫して独禁法の弱体化が図られてきた。海外からも『かみつかぬ番犬』の汚名を与えられ，独禁法の運用の生ぬるさが指摘されていた。ところが，日米構造問題協議などを通じて，日本市場の開放性と公正性，消費者利益の保護が強く求められるようになった。このためには独禁法の強化が必要不可欠だ。すでに事務局の人員と予算は増やされた。この際やらなければならないのは，委員長・委員が各省の縄張り人事となっている弊を打ち破ることである。……公取委のモデルである米連邦取引委員会の委員が，日本の大蔵省や通産省に当たる財務省や商務省の官僚から任命されるなどということはない。独禁政策の国際的な整合性という点からも問題がある。」（『朝日新聞』1991年８月19日付）

したがって，こうした公正取引委員会の組織と仕組みのあり方を変革し，これまでのような官僚主導型の独禁政策を正すことこそ，証券・金融スキャンダルにみられる産業界や財界と行政官庁との「癒着の構造」を絶つ最善のみちであり，「ロッキード事件」や「リクルート事件」そして，今回の証券・金融をめぐる一連のスキャンダルに国民の監視の眼が集中している今がその絶好のチャンスであるといえよう。

先にも指摘したように，企業の「社会的責任」をみずからの「自浄能力」に任せるのでは自ずと限界がある。そのことは，上述のいくつかの事件がすでに証明している。また，「日本版ＳＥＣ」の創設をめぐる大蔵省の消極的な姿勢をみても明らかである。

日本企業が国際社会で活動する際に真に通用する「行動規範」は，日米構造問題協議にみられるように外国から産業構造の特殊性を指摘されて，その変更を求められたり，数値目標などを一方的に押し付けられたりするのではなく，国民が主体的・自主的な問題意識の下に独自に改革の設計図を描き，社会建設のためにも合意に基づいた政策を築いていくのでなければ本物とはいえないであろう。

主要参考文献

（１）　木元錦哉著『独占禁止法』新日本新書，新日本出版社，1977

（２）　御園生等著『日本の独占禁止政策と産業組織』河出書房新社，1987年

（３）　朝日新聞経済部編『歪んだ経済大国』朝日新聞社，1990年

（４）　矢部・山田・上杉監修『流通問題と独占禁止法』激流臨時増刊号，国際商業出版，1990年

（５）　糸園・中野・前田・中山編『転換期の流通経済－１－小売業』大月書店，1989年

（６）　山田・大熊・楢崎編著『流通・取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン』（社）商事法務研究会，1991年

（７）　流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会『流通・取引慣行とこれからの競争政策――開かれた競争と消費者利益のために――』（財）公正取引協会，

1990年
（8） 今村成和著『独占禁止法入門――改訂版』有斐閣,
1988年